**関東学生卓球連盟・規約**

（任　務）

第１２条　役員の任務は下記の通りとする。

　　　　　13．技術員は技術の発展を図り、技術部門を特に担当する。

第１３条　役員の選任は下記の通りとする。

　　　　　８．技術員は、当該時点における関東学生リーグ戦において１・２部に編成
されるチームの主将とする。

第５章　　機　　　関

（会議の構成および招集）

第１９条　本連盟の機関は下記の通りである。

　　　　　５．技術員会

　　　　　　　①技術員会は本連盟の技術面の執行機関で､シード会議・ランキング審査会

議等を行う。

　　　　　　　②技術員会は幹事長以下、幹事及び技術員をもってこれを構成する。なお

技術部会の役員は技術員会に出席して意見を述べることができる。
なお、原則として、審判長、及び事業部長が立ち会うものとする。

　　　　　　　③技術員会は必要に応じて幹事長が招集する。

（定足数および議決）

第２１条　各会議は招集者が議長となり、構成員の過半数の出席を以って成立し、議決は

出席者の過半数を必要とする。

　　　　　代議員会は構成員の３分の１以上の出席を以って成立する。

　　　　　ただし正常なる通告をしてなお欠席した者は議決は白紙委任したものとみなす。

**関東学生卓球連盟・内規**

第２３条　技術員は当該時点における関東学生リーグ戦において１・２部に編成されるチ
ームの主将とする。年度途中の入替戦によって、３部降格・２部昇格があった場合は、その時点において技術員が変更となる。また、技術員会に際して、主将が欠席する場合は、当該校の代理の代表者を技術員とする。代理の技術員も、主将の技術員同様、議決権（挙手権）を有するものとする。